

「高性能保温食缶」プロポーザル実施要領

1. 目的

壱岐市学校給食センター設立から12年が経過し、食缶をはじめ調理器具の老朽化が進んでいるため、今後、調理器具の更新を随時行っていく必要がある。更新をするうえで、学校や現場の意見を取り入れ、安全で安心して使用でき、センター内での効率的な業務ができるよう、機能性の高い調理器具を提供できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルで募集する。

2. 実施概要

- (1) 物 品 名 高性能保温食缶
- (2) 発 注 者 壱岐市
- (3) 提案見積上限額 3,000千円
- (4) 納入期限 令和6年3月25日
- (5) 納入場所 壱岐市学校給食センター
- (6) 仕 様 書 別紙「仕様書」のとおり
- (7) 選定方法 公募型プロポーザル

本プロポーザルでは、壱岐市学校給食厨房機器調理器具選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、プレゼンテーション及び食缶を一定期間使用することにより優先交渉権者を選定する。

- (8) 契約方法

優先交渉権者と本市の協議が整った時点で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和5年度壱岐市競争入札参加資格名簿の業務分類「調理器具類」に登録されている者で、かつ、長崎県内に事業所があること。
- (2) 「壱岐市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領」に基づく入札参加停止、指名回避を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 壱岐市暴力団排除条例(平成24年壱岐市条例第29号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 本給食器具(食缶)を県内に納入実績がある者であること。

(8)その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

なお、申請書が受理された後に、要件のいずれかを満たしていないことが、判明した場合、有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

4. 実施スケジュール

スケジュール項目	期間等	備考
募集開始	令和5年10月27日(金)	市のホームページ
質問受付	令和5年10月27日(金)から 令和5年10月31日(火) 午後5時まで	電子メールにてお問い合わせください。
質問回答	令和5年11月7日(火)	市ホームページ
参加申込締切日	令和5年11月10日(金) 午後5時まで	持参又は郵送
提案書等の提出期限	令和5年11月17日(金) 午後5時まで	持参又は郵送 食缶はプレゼンテーション時まで
プレゼンテーション (選定委員)	令和5年11月27日(月) 予定 14:00~17:00 予定	時間・場所は、後日報告 プレゼンテーション後に選定委員会にて審査
試用期間 (選定委員)	令和5年11月29日(水)から 令和5年12月4日(月) 予定	小・中学校各1校で使用し、状況を確認
審査結果(選定委員)	令和5年12月中旬 予定	選定委員会にて審査
契約締結	令和6年1月上旬 予定	

5. 参加申込

参加申込書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式は本市ホームページからダウンロードすること。

※【壱岐市ホームページ】 <https://www.city.iki.nagasaki.jp/> > 事業者向け

- (1) 提出書類 参加意向申出書(様式1)
- (2) 提出期限 令和5年11月10日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)
- (4) 提出先 壱岐市学校給食センター(13. 問合せ先参照)

6. 質問

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書(様式2)
- ②提出期限 令和5年10月27日(金)から令和5年10月31日(火)午後5時まで
- ③提出方法 電子メール(iki-kyushoku@city.iki.lg.jp)
- ④提出先 壱岐市学校給食センター(13問合せ先参照)

(2) 質問回答

- ①回答日 令和5年11月7日(火)
- ②回答方法 壱岐市ホームページ上で回答。

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類等

- ア 提案書提出届(様式3) 1部
- イ 会社等の概要(任意様式、既存パンフレット等で可) 1部
- ウ 納入実績書(様式4) 1部
直近5箇年の同種又は類似物品の県内での納入実績を最大3件まで記載すること。また、納入実績の内容が確認できるもの。(契約書の写し等)を添付すること。品名、個数、金額、納入先が分かる書類であれば、納品書等の写しでもよい。
- エ 見積書
本物品に係る見積書を記名押印の上、作成すること。費用の内訳明細も同様に作成し、添付すること。蓄冷剤、蓄冷剤用蓋及びパッキンは見積りに含めること。
- オ 誓約書(様式5)
- カ 法人税、消費税、地方消費税及び市税の未納がない証明書(納税証明書等) 1部
- キ 食缶 和え物用:蓄冷剤・蓄冷剤蓋付ステンレス食缶(4L、7L)
汁物用:ステンレス食缶(7L、13Lまたは14L) 合計 4個
全てパッキンが必要(標準でパッキンが無い場合は付けなくても良い)で試用期間に使用し、評価を行う。試用期間後は返却する。

(2) 提出期限 令和5年11月17日(金)午後5時まで

(※但し、食缶はプレゼンテーション時まで)

(3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)

(4) 提出先 壱岐市学校給食センター(13問合せ先参照)

8. プレゼンテーション

(1) 実施日時 令和5年11月27日(月)予定

(※開始時間等詳細は、別途連絡する。)

(2) 実施場所 壱岐市学校給食センター 2階研修室

(3) 出席者 営業担当者を含めた2名以内

(4) 内容 7(1)キの食缶の説明10分以内及び質疑応答20分以内で実施。

9. 選定方法

(1) 選定手順

本センターで設置する選定委員会において、下記の評価項目について、総合的な評価を行い、得点が最も高い事業者を1者選定する。第1位の事業者が契約を締結しない場合は、順次得点の高かった事業者を次点の交渉権者とする。

(2) 評価項目の概要

- ①事業者の総合評価(納入実績、提案内容)
- ②使用実績の評価(使いやすさ・持ち運びやすさ、保温性・保冷性、耐久性、効率性)
- ③見積金額の評価
- ④プレゼンテーション内容の評価(食缶の特徴、長崎県内の導入実績、納入後の対応やメンテナンス)

(3) 選定結果

選定結果は、令和5年12月中旬までに全ての提案者に対して書面で通知する。

(4) その他

選定委員会での選考は、原則として非公開とする。

10. 契約手続き

(1) 仕様書及び優先交渉者の提案書等の記載事項を基本に協議し、具体的な条件などの調整ができた時点で随意契約の手続きを行う。

(2) 契約の手続きは「壱岐市財務規則」による。

(3) 契約書については、受注者が案を作成後、市が内容を審議・協議し、承認を得るものとする。

11. 失格

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案見積上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

12. その他

(1) 応募及び食缶の郵送に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本物品に係る範囲において公表する場合、その他、本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。

- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、壱岐市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (6) 契約締結後であっても、談合その他不正行為が発覚した場合は、契約を解除することがある。

13. 問い合わせ先

〒 811-5553 長崎県壱岐市勝本町立石東触 36 番地 1
壱岐市学校給食センター

【電 話】 0920-43-8188 【FAX】 0920-43-8185

【メー ル】 iki-kyushoku@city.iki.lg.jp